

平成 19 年 12 月 27 日

指定航空身体検査医 各位
航空身体検査指定機関実務管理者 各位
航空会社健康管理担当者 各位

国土交通省航空局技術部乗員課
航空従事者養成・医学適性管理室長

国土交通大臣の判定において「保留」とされた事案の取扱いについて

日頃から、航空身体検査証明業務に関してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

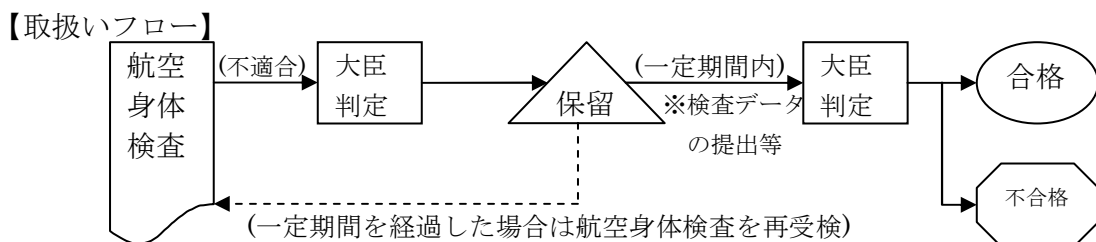
国土交通大臣の判定（航空身体検査証明審査会）において「保留」と判定された事案のその後の取扱いについては、その都度必要な指導を行っているところですが、各指定機関等の取扱いに差異が生じている状況にかんがみ、今後は、下記事項につき留意の上、その取扱い等に遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 保留判定時から一定期間内に検査データ等の再提出が無い場合の取扱い

大臣判定（航空身体検査証明審査会）において、検査データ等の不備等によって保留判定とされた者（注）が、保留判定時から一定期間（原則 3 ヶ月とする。）を経過した後に審査会に検査データ等の資料を提出する場合は、改めて、航空身体検査を受検し、その検査結果を当該資料に添付するものとする。なお、保留判定時から一定期間内に検査データ等の再提出が無い場合には、大臣判定に係る申請書類（原本関係）を指定機関等へ返却するものとする。

（注）例えば、視野異常により大臣判定を申請したが、視野検査の測定データ等が一部不足しており、保留判定となったもの など



2. 航空身体検査証明申請書等の取扱い

保留判定とされた者が 1. により航空身体検査を受検する場合は、「航空身体検査証明申請書記入要領」（平成 19 年 3 月 5 日制定、国空乗第 552 号）II.16.(3)イの規定に基づき、申請書 15 欄に大臣判定において保留となった旨を記載するよう、申請者に指導するものとする。なお、大臣判定を申請する際には、指定医は検査報告書に保留判定を受けた後の大臣判定申請である旨を記載すること。

3. その他

航空機操縦練習許可に係る保留判定事案についても、上記 1. 及び 2. に準じた取扱いを行うこととする。